

令和2年5月1日

保護者 各位

福井市子育て支援課

登園自粛のお願い及び利用者負担額（保育料）の返還について（依頼）

平素より、本市の保育行政、及びこの度の新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力賜り御礼申し上げます。

本市での感染者数は減少傾向にありますが、依然、予断を許さない厳しい状況にあります。さらなる感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な方は、引き続き登園を控えていただきますよう、再度ご協力をお願いいたします。

なお、登園自粛の要請期間や利用者負担額（保育料）の還付については下記のとおり取り扱いますので、よろしくをお願いいたします。

記

1 登園自粛要請期間及び利用者負担額（保育料）の日割り期間

令和2年5月6日までとしていましたが、期間を当面の間延長します。

※自粛期間の終了時期については小・中学校の休校期間や福井市全体の状況を勘案し、検討します。期間が終了する場合は改めて通知させていただきます。

2 利用者負担額（保育料）の返還方法

利用者負担額（保育料）の返還は欠席日数に応じて減免します。そのため、一度利用者負担額（保育料）を全額納付いただき、翌月以降で調整させていただきます。

お問い合わせ先
福井市 子育て支援課 入所係
[TEL:0776-20-5270](tel:0776-20-5270)
FAX:0776-20-5490